
◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第7、議案第55号 松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第55号 松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当から説明いたします。

（産業建設課長 糸川成人君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） ちょっとよく分からないんだけど、占用料って僕も店をやって払ってるわけだけでも、1年間いくらってことで払ってるんだけど、ここに今、書かれてるのは1か月未満とかってふうに表現されてるんだけど、10月1日以降1か月に限って町の土地を借りる場合に関してのって意味で書かれてるんだと思うんだけど、今年、僕が払わなきゃならない占用料、10月以前に使った分と10月以降に使う分に対して占用料はどうなっていくのか、その辺を絡めて話しを聞きたいんですけど。

○産業建設課長（糸川成人君） 占用料につきましては、基本的には非課税となります。でするので年間・例えば電柱などを設定をして、ずっと1年間と限らず長年に渡って占用する場合には非課税ということになりますので、この消費税については課かってきません。ただし、例えば住宅なんかを改修するにあたりまして、足場を組む時に道路の一部を使って施工する場合に、交通に支障がなければ占用の許可ということで出すような形があります。そうした場合に、1か月未満であれば消費税が課かるというような形になります。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号 松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
